

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

これまで

我が国では、少子化・人口減少、核家族化の進行、保育所待機児童の発生、地域のつながりの希薄化、貧困や虐待、いじめや孤立、ヤングケアラー等の問題の深刻化などさまざまな課題を抱えており、こども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況を打開するため、平成27年度から「**子ども・子育て支援新制度**」が開始され、同年に策定された少子化社会対策大綱と併せて、多大な影響を及ぼす少子化等によって危機的な状況にあるとの認識に立ち、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現を目指すため、子育て支援施策の一層の充実が図られてきました。平成29年6月には、都市部で社会問題となっていた待機児童の解消と女性の就業率の向上をめざす「子育て安心プラン」が公表され、令和元年10月からは、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、**幼児教育・保育の無償化**が開始されました。しかしながら、これまで国、地方自治体において、こどもに関するさまざまな取組が進められてきた一方で、少子化の進行、人口減少に歯止めはかかっておらず、また、児童虐待の相談件数やさまざまな事情や状況から意に反して不登校にならざるを得なくなったこどもの数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、そうした状況にいわゆるコロナ禍が拍車をかけています。

こども基本法

国においては、令和5年4月に、こどもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていく「**こどもまんなか社会**」の実現が急務となったことから、こども施策を強力に進めるための新たな司令塔である、**こども家庭庁の創設**と相まって、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。

こども大綱

令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定めた「**こども大綱**」が策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、若い世代が希望に応じてこどもを産み育てることができる社会の実現を目指して取組が進められています。

栃木市こども計画

国の動向を踏まえつつ、栃木市ならではの“**こどもまんなか社会**”の実現に向け、本市の全てのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できることを願い、こども・若者の人格等の尊重や社会参画、結婚や妊娠・出産、喜びのある子育てへの支援施策の基本方針を定め、こどもや若者に関する取組であるこども施策を計画的に推進していくため、「**栃木市こども計画**」を策定します。

2 計画の位置づけと役割

この計画は、こども基本法第10条第2項に基づく本市におけるこども施策についての計画として位置づけ、基本理念、基本目標、施策の基本的方向性、展開する具体的な取組の内容等を示します。また、この計画は、次の6つの計画の性格を併せ持つとともに、国の「こども大綱」や栃木県のこども計画である「栃木県こどもまんなか推進プラン」の内容を勘案しつつ、市の各種関連計画等と整合・連携を図ります。

こども大綱（こども基本法第9条）、栃木県こどもまんなか推進プラン（こども基本法第10条第1項）

勘案

栃木市こども計画（こども基本法第10条第2項）

- 1 次世代育成支援対策の市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- 3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- 4 市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- 5 母子保健計画
- 6 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

※ 国において、放課後児童対策の一層の強化を図るために策定された、「新・放課後総合プラン」（以下「新プラン」という。）については、令和5年度末をもって終了しましたが、新プランに基づく取組を継続的かつ計画的に推進するため、放課後児童対策に関する事項を本市のこども計画の内容に盛り込み一体的に策定しています。

整合

<市の上位・関連計画>

- 第2次栃木市総合計画
- 第2期「栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」
- とちぎ市男女共同参画プラン（第3期計画）
- 栃木市人権施策推進プラン（第3期計画）
- 第3期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 栃木市障がい福祉プラン
- 栃木市健康増進計画
- 第3期栃木市教育計画 など

3 計画の基本理念

(1) 基本理念

次世代の栃木市を担い、創造するこども・若者を市全体で育み、栃木市らしい「こどもまんなか社会」を構築するため、全市を挙げて全てのこども・若者や子育て家庭への支援に取り組み、こどもや若者とともに社会をつくる認識のもと、安心して意見を述べることができる機会を保障するため、次に掲げる地域社会の実現をめざします。

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、
幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会

「こどもまんなか社会」とは？

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) 施策の対象と基本的方向

施策の対象	施策の基本的方向
こども・若者	I こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備
	II 困難を抱えるこども・若者への支援
	III 結婚などの若者の将来の希望を叶える取組
子育て当事者・家庭	IV 安全・安心な妊娠・出産への切れ目のない支援
	V 喜びのある子育てにつながる支援
	VI 困難を抱える家庭への支援
地域社会	VII 安全・安心なこども・子育て環境の整備
	VIII 地域全体でのこども・子育てへの応援・支援の促進、気運づくり

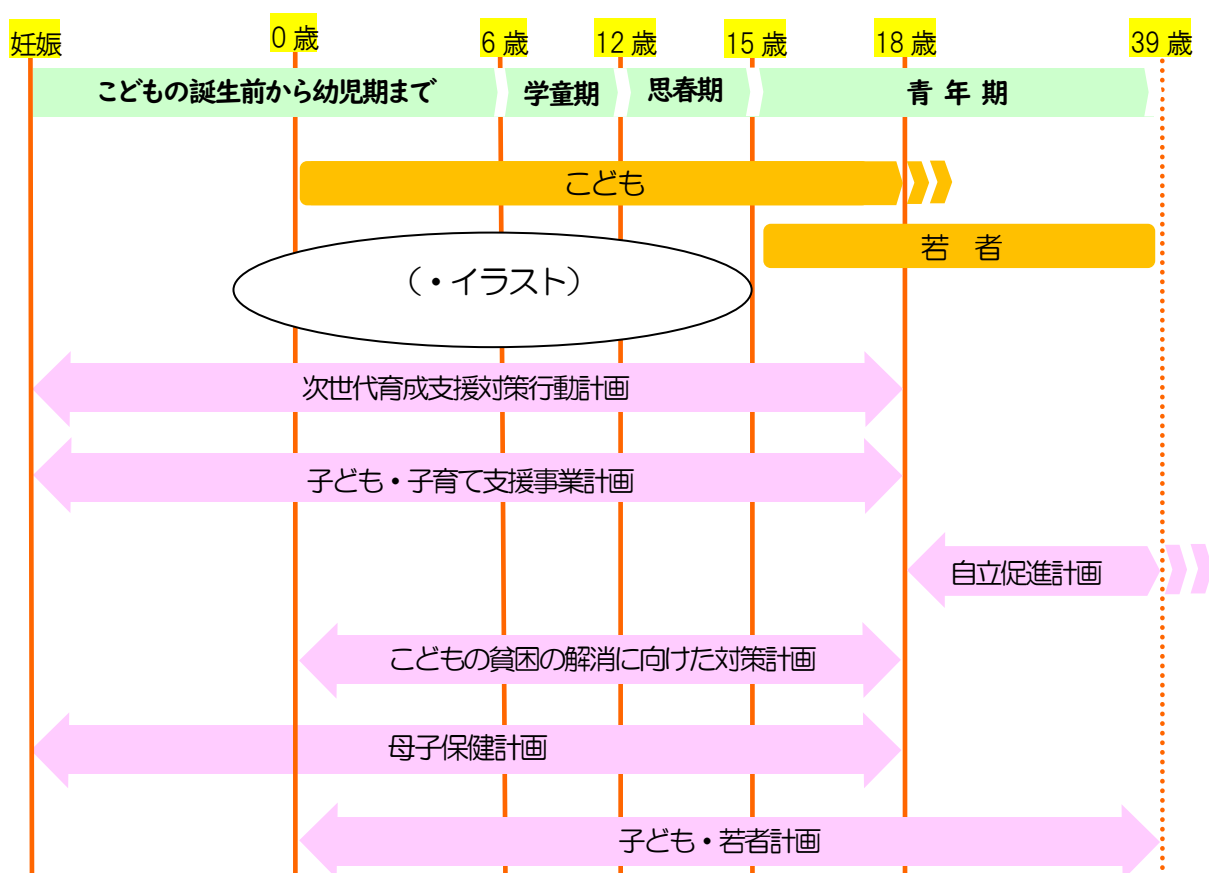


出典：栃木県こどもまんなか推進プラン（案）

4 計画の対象

こども・若者への支援については、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くこと、また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要であることから、この計画は、全てのこども・若者と子育て家庭を対象とします。

なお、この計画では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、**心と身体の発達過程にある人を「こども」として**おり、こどもや若者のみなさまのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



5 計画の期間等

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会、経済環境等の状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。